

## 研究会参加費に関する申し合わせ

研究会参加費については、下記のとおり申し合わせる。

### 1. 参加費

- (1) 日本国内で開催する研究会については、個人会員の研究会参加者は参加費不要とするが、事業維持員を含む非個人会員（以下、「非会員」という）の研究会参加者からは、研究会1開催あたり下記のとおり参加費を徴収する。ただし、当該研究会の座長、招待講演者、研究会運営スタッフは参加費不要とする。また、代理発表となる場合は、元の発表者の参加費で研究会に参加できるものとする。
  - ・非会員（一般）4,000 円（税込）
  - ・非会員（学生）2,000 円（税込）
- (2) 電気学会会議室以外の場所で開催する場合の会場、アルバイト代等の経費等の都合により、上記（1）と異なる参加費を設定する必要がある場合は、上記（1）に規定する以上の金額の参加費を設定することを条件に、各部門の判断で、研究会毎に会員および非会員の参加費を設定できるものとする。
- (3) 外国で開催する研究会については、外国での研究会開催による国際化の推進や現地の法令に則った経費精算が必要であるといった観点から、研究会参加者より参加費を徴収しない。

### 2. 参加費補助

非会員（学生）には参加費を補助することができる。補助対象者の範囲は開催研究会毎に各部門で決定するものとするが、原則として発表者の一部または全部とし、共著者は不可とする。補助費用は主催技術委員会が属する部門会計から支出する。

### 3. 共催、連催、協賛、後援学協会会員の参加資格の取り扱い

当該研究会を共催や連催、協賛、後援する学協会会員の参加資格は、下記のとおり取り扱う。

- ・共催または連催学協会の個人会員：個人会員扱いとする。
- ・共催または連催学協会の法人会員：非会員扱いとする。
- ・協賛または後援学協会の個人会員および法人会員：非会員扱いとする。

### 4. 参加費収入および参加費関連の支出の取り扱い

参加費収入および参加費決済処理費用、参加費補助費用等の参加費関連の支出は、主催技術委員会が属する部門の収入および支出とする。他部門と合同で開催される研究会については、当該研究会を主催する技術委員会数により等分する。

(付則)

1. 令和4年5月11日、理事会において承認制定、令和5年4月1日より施行。